

告示

埼玉県告示第千三百八十九号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
所沢明生病院 狭山中央病院	埼玉県所沢市大字山口五千九十五番地 埼玉県狭山市富士見二丁目十九番三十五号	令和五年十一月二十四日 同右